

千葉県公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の公衆衛生の保持及び向上を図るため、公衆浴場法（昭和23年法律第139号、以下「法」という。）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち千葉県公衆浴場法施行条例（平成24年条例第82号）第2条第1号の一般公衆浴場の設備改善に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該公衆浴場を経営する者に対し補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象者は、法第2条第1項の規定により営業許可を受け、市内において公衆浴場を経営する者であって、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で徴収していること。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて、設備改善事業（以下「補助事業」という。）を行うこと。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助金の対象となる補助対象事業の項目、経費、補助限度額及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉県公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることを誓約する書面
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、設備の改善が緊急を要する場合においては、規則第3条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了後に行うことができるものとする。
 - 3 前項の規定により申請を行う場合においては、千葉県公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2）に、次に掲げる書

類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 株式会社日本政策金融公庫支払額明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

ただし、前条第2項の場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定等の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

- 2 前項の規定による通知は、補助事業の完了後に申請があった場合においては、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号の2）によるものとする。

(変更等の承認の申請等)

第7条 第5条第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市公衆浴場設備改善事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助額の変更を決定し、千葉市公衆浴場設備改善事業変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第5条第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市公衆浴場設備改善事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定により報告しようとするときは、市長が

別に定める期日までに、千葉市公衆浴場設備改善事業実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （１）収支決算書
- （２）事業報告書
- （３）領収書の写し
- （４）株式会社日本政策金融公庫支払額明細書の写し
- （５）その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定は、補助事業の完了後に申請があった場合においては、適用しない。

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 10 条 規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付請求書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （１）千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書の写し
- （２）千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書の写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による請求は、補助事業完了後に申請を行った場合においては、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （１）千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書の写し
- （２）その他市長が必要と認める書類

（決定の取消通知）

第 11 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

（返還命令）

第 12 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金返還命令書（様式第 11 号）によるものとする。

（附 則）

- １．この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- ２．この要綱による改正後の公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱は、昭和 60 年度分から適用し、昭和 59 年度分以前の補助金については、なお従

前の例による。

(附 則)

1. この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

1. この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

補助対象事業		経費	限度額 (千円)	補助率
区分	項 目			
主要設備整備	1 煙突建替工事、補修工事	補助対象事業に要した経費	3,000	1/2 以下
	2 配管工事			
	3 元釜、補助釜、サヤ取付、取替工事、補修工事			
	4 調節箱取付、取替工事とそれにもなう配管工事			
	5 濾過機取付、取替工事とそれにもなう配管工事			
	6 温管、温管器の取付、取替工事とそれにもなう配管工事			
	7 温水器取付、取替工事とそれにもなう配管工事、 下水道工事			
	8 井戸掘、掘直し、及びそれにもなう配線、配管工事、 モーター取付、取替工事			
	9 バーナー取付、取替とそれにもなう配管工事 (自動装置、ヒーター取付を含む)			
非主要設備整備	10 煙道取付、取替工事		2,000	1/3 以下
	11 シャワー、カラン、バルブ等取付、取替工事と それにもなう配管工事			
	12 超音波、パイプラ、赤外線取付、取替工事と それにもなう配管、配線工事			
	13 水道タンク取付、取替工事とそれにもなう基礎工事、 配管工事			
	14 油タンク、燃料倉庫の新設、建替工事			
	15 電気配線（照明設備を含む）工事			
	16 ロッカー（傘入れ、傘立て等を含む）取付、取替工事			
	17 冷暖房取付、取替工事とそれにもなう配管、配線工事			
	18 タイル張替、補修工事			
	19 鏡取付、取替			
	20 屋内、屋外の塗装			
	21 屋根、壁、天井、床等の張替、塗替			
	22 窓取替工事、補修工事			
	23 各種機器類（モーター、バーナー、冷暖房等）の 修理オーバーホール			
	24 各種自動装置の取付、取替及びそれにもなう配管、 配線工事			
	25 上、下水道工事（水洗化による改増工事を含む）			
	26 湯桶、ザル（衣）、いす、テーブル等の買入、取替			
	27 建物の補強、補修工事			
	28 塀の新築、改築			
	29 看板取付、取替（広告用看板、外燈等含む）			
	30 仕切戸、つい立等の取付、取替			
バリアフリー 化工事	31 手すり等の取付、取替		3,000	1/2 以下
	32 玄関等の段差改良工事			
	33 その他のバリアフリー工事			

※設備の取付、取替工事等に関しては、その撤去処理を含む。